

資料 1 - 6	H20.2.20
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

## 千葉市激変緩和措置費の請求について

1 助成方法  
従前どおり、償還払い方法を継続することとする。

2 実施期間  
平成 21 年 3 月 31 日までを予定

3 受給者証取扱い

現在、対象者について障害福祉サービス受給者証は、(六)ページの特記事項に、地域生活支援給付受給者証については、(二)ページの予備欄に、それぞれ、「千葉市激変緩和措置対象者 激変緩和上限額 円」と表記されている。本来、4月より、全ての激変緩和措置費対象者の受給者証を更新し、引上げ後の上限額を表記すべきところであるが、平成 20 年 7 月に国の緊急措置に伴う利用者負担の一斉見直しが予定されていることから、短期間における利用者の申請事務負担を考慮し、3月末で支給期間の終期を迎える利用者を除いて、4月に受給者証の更新を行わないこととする。ただし、資料のとおり、基準額については引き上げられるので領収書及びサービス提供証明書の発行時には注意が必要である。

なお、該当する利用者については、通知を発送し、周知の徹底を図る予定であるが、事業所からも利用者に対して周知を図ることにつきご協力願いたい。重ねて、従前どおり申請事務などでの支援を願いたい。

4 その他連絡事項

(1) 申請金額について

事業所によっては、利用者負担額の領収証を、サービスに係る 1 割負担以外のオプション費用等とともに合算して発行しているが、助成対象は、あくまで 1 割負担の部分となるので、この点について、利用者にご説明していただくようお願いしたい。

(2) 申請書等のホームページの掲載について

下記 URL に掲載。

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/download.html>